

五万日の日延べ

「解放令」にかかわる逸話(下)

前回の話につづいて、最も象徴的な話として「五万日の日延べ」の話がある。これは、水平社発祥の地である柏原の阪本清一郎の家に伝わる話をもとに西光万吉が雑誌に「五万日の日のべのはなし」として寄稿した話である。

解放令が出されたとき柏原の住民は歓喜した。それを聞いた隣村の庄屋が「どうやら、このお触れは、五万日の日延べになつていゝ」と嘘の話を伝えた。この話の真偽はともかく、解放令当時の状況や部落の人びとの悔しさ、解放令の意味を知るうえで、特徴的な話。

に「種多、非人等は、人外の存在」として、「無税」にするということや距離を測つたり地図を作成するときに、そこを除外するといふまたく不合理な状況を生み出していた。

これらの弊害の排除、身分と職業を一体とした封建制度(特権も含め)の解体をすすめ、天皇の下にすべての国民(臣民)と国土を統括・統治するという目的で定められた政策の一つである。

さらに、次の段階として鎮国によって生まれた欧米との決定的な格差を解決し、強い国家を建設するという政策を打ち出している。

明治新政府によって進められた納税・国民教育・兵役に代表される国民の義務の徹底と「殖産興業」「富国強兵」政策は、封建的身分にかわって「しずめ石」としての決定的な状況をつくっていた。



晩年の西光万吉

「解放令」は、部落の人びとに「解放」という幻想を与えただけに過ぎなかった。実際は、それまで特権的に認められていた仕事を奪い、代わりにさまざまな義務を科した。さらに、その後つくられた「壬申戸籍」や新政府の政策への国民の不満の捌け口や日本の近代化の鎮め石として、再編されていったのである。

「五万日の日延べ」のはじまりは、部落の人びとの新たな苦しみのはじまりであり、その「5万日」を越えた今日もなお、厳しい差別のなかにおかれているということを考える機会である。

「五万日の日延べ」のはじまりは、部落の人びとの新たな苦しみのはじまりであり、その「5万日」を越えた今日もなお、厳しい差別のなかにおかれているということを考える機会である。

世界人権宣言60周年

世界人権宣言は、第二次世界大戦の惨状を踏まえ、すべての人びとが持つべき権利を明らかにし、国際社会に求められた。1948年12月10日、国連総会が採択された。

この世界人権宣言は、平和と正義の道に歩むための指針として、すべての人びとに受け入れられ、尊重されるべきものである。

しかし、まだ世界中の多くの国々には、この宣言の精神が十分に浸透していない。人権の保障は、すべての人びとにとっての義務である。

今年には、世界人権宣言が採択された60周年を迎える。人権の保障は、すべての人びとにとっての義務である。

いのち・愛・ゆめ

栄谷文化まつり

栄谷文化会館で10月25日、「栄谷文化まつり」がおこなわれた。年齢を問わず多くの住民らに参加し、おおいににぎわった。

栄谷文化会館は、福祉の向上や人権啓発と住民の交流の拠点として88年に建設。今日までさまざまな行事や地域住民の交流の場として使われてきた。

今年も、文化会館設立20年にあたり、地域交流の輪を広げ、地域文化の創造と発展にむけ「文化まつり」をやってみては、と意見がだされた。

運営委員が中心となって準備された「栄谷文化まつり」には、多くの人たちが来場し、会館に展示しているパッチワークや習字、子どもたちのペン習字などを見ながら交流を深めた。また「あいつぐ差別事件」のパネル展示や平井支部青年

部がとりくんでいる「狭山ピラ」配布活動の写真をみて、参加者は差別の実態に驚きのようすを見せた。

文化会館の駐車場では、平井支部女性部が朝早くから準備した「おでん」や「おにぎり」、油かすを入れた「かすうどん」が振る舞われた。坂下君代・栄谷文化運営委員会委員長から「文化まつりを通じて、人と人のふれあいのなかから交流を深めて頂けたら幸いです」とあいさつがあった。



栄谷文化祭の様子

「解放への怒濤」

和歌山県に於ける西川事件差別糾弾闘争の記録

県教育委員会は、相かわらぬ「人間性の本来善なるを信ずるが故に、西川氏の犯した人権じうりんの罪を深くにくみつ、しかも同氏がこれの行為の非なることを率直に反省して更生を誓い、更に同氏の地位に鑑み社会に与える影響の如何に大なるかを考慮して、当然みずからの罪を謝するとともに、悔悟のよき範を百万県民の前に示されることを」期待しつつ、けていたのであつたが、

三月九日、西川議員差別事件確認会の直後、夜をふつとおして第二回共同闘争委員会はもたれた。共同委員会は、従来の差別糾弾闘争が、単なる幹部闘争になり終つた欠陥を率直に認め、あくまで大衆と共に進むことを確認すると共に、大衆の切実な叫びをとらえ、道徳大衆を組織しつつ、闘争を拡大してゆくことを、徹底的に自己批判した。以上の自己批判にたつて、共同闘争委員会は、つぎのような共同闘争方針細目を決意し、闘争を展開することとしたのである。

一、各都市、各支部における決起大会の開催。
大衆の憤慨を昂め、自主的活動の展開をはかる
燎原の火の如く
差別糾弾闘争は、各都市に燎原の火の如くひろがつていった。貧困と失業と差別の底で呻吟していた部落民大衆は呼応して立ち上つた。

有田郡御雲村庄二部の部落では、三月十四日の総決起大会で、つぎのように決議した。
民主化の道遠く世はあけて右旋回せんとしている時、この風潮に乗じた西川議員は未だ且てない差別言辞を弄し、其の後何等反省の色さえ、見えない。それのみか反動勢力がこれに同調且つ協力している現状である。我々はこの事件が一西川議員に対する問題でなく、水山の一角として露呈した反動勢力の心底なりと確信し、これを契機として多角的闘争を展開せんとするものである。

一、西川県議を絶対追放すべし
一、未解放部落の生活向上の為に失業救済すべし

1、議会対策 懲罰除名を完遂！
(次号につづく)

連載(11) 部落解放運動の歴史と伝統を!